

保育所の認可に係る意見聴取について（概要資料）

（１）意見聴取の位置づけ

保育所の認可と新たに利用定員の設定を行う場合には、児童福祉法等に基づき「佐世保市子ども・子育て会議」に意見聴取を行うことになっています。

保育所として、法令上の基準への適合性に係る審査を経た上で、意見聴取を行っており、さらに委員の方々からいただいたご意見をもとに、適切な事務手続きを行うことを目的としています。

今回、認可申請があった大野ベビーセンター〔児童福祉施設（保育所）〕については、令和6年10月1日から、当該施設の現在の運営法人であるNPO法人大野ベビーセンターから社会福祉法人日昇会への事業移譲に伴い、改めて保育所の認可を行うものです。

当該施設の詳細については、別添の「施設総括表」、「認可申請書等」の通りとなっています。

（２）意見聴取の根拠

○児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋）

第35条（児童福祉施設の設置）

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

⑥ 都道府県知事は、第4項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かななければならない。

第8条（審議会の設置及び権限）

第9項、第18条の20の2第2項、第27条第6項、第33条の15第3項、第35条第6項、第46条第4項及び第59条第5項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第12条第1項の規定により同法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

○佐世保市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第22号）（抜粋）

第1条（設置）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、佐世保市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

施設総括表

施設種別		保育所
区分		認可
認可日		令和6年10月1日
設置主体	法人名称	社会福祉法人日昇会
	代表者氏名	立石 武久
	職業	理事長
	住所	長崎県佐世保市大野町231番1
	連絡先	0956-49-4380
施設	施設名	大野ベビーセンター
	住所	長崎県佐世保市大野町225番3
	定員	20人
	施設長	立石 武久
	施設長資格	無
	職員の配置及び資格	施設長：1人 保育士：7人 保育補助：1人 調理員等：2人
地域の状況	圏域（中学校区）	大野地区管内（大野中学校区）
	待機児童数（R6.4.1）	0名
	同圏域既存施設	（認可保育所） ・ あさひ保育園 愛光保育園 大野保育所 さくら保育園 ベビーホームちびっこの家 （認定こども園） ・ ぽっぽこども園 東大野幼稚園 アソカ北幼稚園 大野幼稚園 菊の香幼稚園
用地	所有区分	自己所有
	所有者	社会福祉法人日昇会
	用地面積	558.90㎡
建物	所有区分	自己所有
	所有者	社会福祉法人日昇会
	建物構造	鉄筋造 3階建て
	延床面積	419.08㎡
	建て面積	152.68㎡
	内訳	乳児室・ほふく室：28.46㎡ 保育室：26.65㎡ 調理室：10.64㎡ その他（沐浴室、トイレ、医務室、職員室等）：86.93㎡
給食	実施有	有
	方法	自園調理
	業者名（業務委託または外部搬入）	－
開園時間	平日	7：00～19：00
	土曜	7：00～19：00
	日曜日・祝日	－
法人組織		理事：6名 監事：2名
協力医療機関		嘱託医：いけだ小児科 嘱託歯科医：医療法人吉村歯科医院